

磐梯町復興推進計画

令和2年1月14日
福島県磐梯町

1. 計画の区域 磐梯町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町においても震度5強の本震と震度5クラスの連続した余震により、住宅被害や道路、農地、上下水道施設等の被害が生じるとともに、電気・電話等のライフラインが寸断された。

また、福島第一原子力発電所事故の影響による風評被害はいまだなくなっておらず、本町の産業全体に深刻な影響を及ぼしており、本町全体の事業所数は震災前の水準に回復しておらず、地域経済や町民生活に不安を生んでいる状況である。

こうした中、本町の中核的産業を担う企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の中核的産業である業務用機械器具製造業において、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図るため、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社シグマ（以下「対象事業者」という。）が本町大谷地地区において、会津工場の組立業務用施設等の増設、危険物倉庫の新設及び駐車場の造成を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における業務用機械器具製造業は、本町の製造業における従業員数において第1位であり本町の中核的産業である。

また、本事業は、本町の業務用機械器具製造業において94%を占める対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者30人の雇用創出効果

が見込まれる。したがって本事業は、本計画の目標である「地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、
株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、株式会社きらぼし銀行

- ⑤ 特別の措置
本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、創業以来50年以上一貫してカメラ用交換レンズの製造販売を中心に事業を営み、独自ブランドで世界に向けて販売することに拘り続けた結果、今日では世界最大級のレンズメーカーのひとつにあげられるまでに成長した企業である。

当該計画の実施による会津工場の組立業務用施設等の増設、危険物倉庫の新設及び駐車場の造成は、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化に繋がり、本町産業のみならず福島県の復興を牽引するものである。

以上のことから、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、磐梯町、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、株式会社きらぼし銀行、対象事業者を構成員とする磐梯町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。